

# 65歳以上の方の新介護保険料が決まりました

4月号でお知らせしたとおり65歳以上の方の介護保険料が改定されましたが、普通徴収(年金額が年額18万円未満)の対象となる方は、今月から納付が始まります。また、特別徴収(年金額が年額18万円以上)の対象となる方は、既に4月支払月の年金から仮徴収が始まっていますが、下記のとおり10月支払月分から天引き額が大きく変更になりますのでご注意ください。

所得段階に応じて軽減や割り増しが行われます。  
(介護保険法施行令第38条)

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者である市民税世帯非課税者	世帯全員が市民税非課税	本人が市民税非課税	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上
算出	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額	基準額×1.25	基準額×1.5
月額	1,467円	2,200円	<b>2,933円</b>	3,667円	4,400円
年額	17,600円	26,400円	<b>35,200円</b>	44,000円	52,800円

普通徴収の方(年金額が年額18万円未満の方は、口座振替または窓口納付となります。)

納期	月	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
第1期～第8期	7月～2月	各月 2,200円	各月 3,300円	各月 4,400円	各月 5,500円	各月 6,600円
合計	8回分	17,600円	26,400円	35,200円	44,000円	52,800円

※対象となる方には、7月中旬までに納入通知書をお送りします。便利な口座振替制度のご利用をお奨めします。

特別徴収の方(年金額が年額18万円以上の方は、年金から天引きされます。)

納期	月	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
第1期(仮徴収)	4月	2,300円	3,200円	4,400円	5,500円	6,500円
第2期(仮徴収)	6月	2,300円	3,200円	4,400円	5,500円	6,500円
第3期(仮徴収)	8月	2,300円	3,200円	4,400円	5,500円	6,500円
第4期	10月	3,700円	5,600円	7,400円	9,300円	11,100円
第5期	12月	3,500円	5,600円	7,300円	9,100円	11,100円
第6期	2月	3,500円	5,600円	7,300円	9,100円	11,100円
合計	6回分	17,600円	26,400円	35,200円	44,000円	52,800円

※4月から8月までは仮徴収期間で前年度の2月徴収分と同額を天引きするため、年額に対する残額を残りの3期で納めることとなりますのでご注意ください。

※各年金支払月に生じる100円未満の端数は、10月に合算しています。

※対象となる年金は、老齢年金、退職年金で、老齢福祉年金、障害年金、遺族年金からは天引きされず、普通徴収となります。

※年度途中で65歳となられた方は、事務処理システムの関係で、翌年度の10月から天引きとなり、それまでは普通徴収となります。



## 介護保険サービス利用者負担額助成事業の変更のお知らせ

平成12年4月の介護保険制度のスタートと同時に、本市独自の低所得者対策として市民税世帯非課税者(世帯全員が市民税非課税者である世帯に属する者)に対する介護保険の一部のサービスについて、利用料の軽減を行ってききましたが、7月利用分から国の制度が一部改正されるのに合わせ、制度の見直しを行いました。

なお、新しい助成率が適用されるのは7月以降の申請者からとなり、それ以前からの利用者については本人負担率の変更はありません。問合先 健康推進課 介護保険担当 ☎(46)5113 内線121

本人負担率(通常、介護費用の1割(10%)負担のところ)

利用内容	旧	新
訪問介護	1.5%	4%
訪問入浴	3%	4%
通所介護	3%	4%

※7月1日以降の新規申請者から適用。